

Ⅲ 介護保険外のサービス

-在宅の要援護高齢者への支援-

No.23	ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業（令和6年度末で新規受付終了）						
<p>あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、緊急時に即応できる連絡網を整備します。</p>							
<p>1 対象者 市内在住のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等で緊急事態が発生するおそれがあり、緊急時の連絡網が必要と認められる人</p>							
<p>2 貸与・設置品目 緊急通報装置（あんしん電話）</p>							
<p>3 費用 利用者の属する世帯の「生計中心者の市民税課税状況」に応じて変わります。</p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">生計中心者の課税状況</th> <th style="width: 50%;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯 市民税非課税世帯</td> <td>緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>通報装置使用料 650円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）</td> </tr> </tbody> </table>		生計中心者の課税状況	費用	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）	市民税課税世帯	通報装置使用料 650円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）
生計中心者の課税状況	費用						
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）						
市民税課税世帯	通報装置使用料 650円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250円/月（税別）						
<p>あんしん電話をご利用いただくためには、固定電話の回線と電話機が必要です。 固定電話のために必要な手続きや料金の支払いについては、ご自身で行っていただきます。</p>							
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】						

No.24	生活支援サービス高齢者見守り協働事業（生活あんしんサポート事業）
<p>横浜市と、掃除や買い物などの日常生活を支援するサービスを提供している民間事業者が協定を締結し、横浜市は高齢者に対し生活支援事業者の情報提供を、事業者はサービスを提供する際、利用者に異変などがあった場合、親族へ連絡するなどの見守りを行う協働事業を実施しています。</p>	
<p>1 対象者 生活支援サービスの利用を希望する高齢者等</p>	
<p>2 事業者 生活協同組合、社会福祉法人、NPO法人等</p>	
<p>3 利用料金 サービス・商品の代金は自己負担です。</p>	
窓 口	健康福祉局 高齢在宅支援課 671-2405

No.25	ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
<p>ねたきりや認知症の状態にある在宅の高齢者を対象に、紙おむつを給付します。</p>	
<p>1 対象者 市内在住の在宅の介護保険上の要介護者（要介護4又は5の人及び要介護1～3で必要と認められた人）で、ねたきりまたは認知症の状態にあり、かつ属する世帯が生活保護世帯または市民税非課税世帯の人。</p>	
<p>2 利用料 費用の1割（生活保護受給世帯等は無料）</p>	
<p>3 利用限度額 (1) 要介護4又は5に該当する人・・・・・・・・・・4単位（8,000円/月） (2) 要介護1～3に該当し必要と認められた人・・・・3単位（6,000円/月）</p>	
窓 □	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.26	訪問理美容サービス事業
<p>訪問による理容・美容サービスを提供します。</p>	
<p>1 対象者 市内在住のおおむね65歳以上で要介護4又は5に認定された人等で、理容所・美容所へ出かけることが困難な在宅の高齢者</p>	
<p>2 利用料 1回2,000円（カットのみ）</p>	
<p>3 利用回数 年6回まで</p>	
窓 □	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.27	訪問歯科診療
<p>体が不自由であったり、介護が必要な方など通院が困難な方を対象に、歯科医師が訪問による歯科診療（保険診療）を行います。</p>	
<p>1 対象者 歯科診療所へ通院が困難な高齢者や入院患者（施設入所者）、在宅重症心身障害児・者等</p>	
<p>2 診療日時 予約制</p>	
窓 □	横浜市歯科医師会（0120-814-594）

No.28	生活支援ショートステイ事業
<p>1 対象者 横浜市の被保険者であって、要介護認定の結果、介護保険の要支援1から要介護5に認定されていないおおむね65歳以上の人で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、罹災等不測の事態により在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある人</p> <p>2 内容 短期入所により、日常生活の支援を行います。</p> <p>3 利用料 480円/日及び食費、滞在費等（実費） ※ 1 施設による送迎を受けた場合は、片道200円が加算されます。 ※ 2 生活保護世帯の方は、食費・実費等を除いて無料です。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.29	訪問指導事業
<p>福祉保健センターの保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、心身の健康に関する相談に応じながら、疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスを行います。</p> <p>1 対象者 18歳以上で、生活習慣病や認知症などで療養中の人、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの人などを介護している家族等</p> <p>2 指導内容</p> <p>(1) 保健師・訪問看護師による家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護を要する状態になることの予防 イ 生活習慣病の予防及び改善 ウ 保健・医療・福祉その他諸制度及びサービスの活用方法等に関する情報提供、相談、助言及び調整 エ 生活の場における健康の保持増進 オ 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等 カ 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用 キ 家庭介護を担う者の健康管理 <p>(2) 栄養士による訪問栄養指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活習慣病予防及び改善 イ 医師の指示に基づく、食事・運動療法 ウ 対象者の状況に応じた食生活や調理方法 エ 保健機能食品等に関する最新の情報提供及び使用方法 オ 食環境づくり <p>(3) 歯科衛生士による訪問口腔衛生指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 口腔疾患の予防及び改善 イ 歯や口腔内の清掃方法 ウ 義歯（入れ歯）の取扱方法及び清掃方法 エ そしゃく・えん下機能障害の改善 オ 必要に応じた歯科医療機関への受診勧奨 	
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当、福祉保健課健康づくり係【2・3ページ】

No.30 中途障害者地域活動センター

市内在住のおおむね40歳～64歳の脳血管疾患等による後遺症のある在宅の中途障害者の方を対象に、リハビリ教室事業、活動センター事業及び高次脳機能障害者専門相談事業を実施しています。

1 活動センター事業

- (1) 対象者
社会参加のための活動の場が必要な人
- (2) 主な内容
スポーツ、創作活動、地域交流等

2 リハビリ教室事業

- (1) 対象者
退院後間もない人
- (2) 主な内容
心身機能及び体力維持、仲間づくり・交流プログラム等

3 高次脳機能障害者専門相談事業

- (1) 対象者
高次脳機能障害のある方やその家族、支援者
- (2) 主な内容
脳卒中や脳外傷などの脳の損傷が原因で生じる高次脳機能障害に関して、日常の困りごとやこれからの生活や活動などについて、横浜市高次脳機能障害支援センター（横浜市総合リハビリテーションセンター内）の職員とともに相談支援を実施。

名 称	所 在 地	TEL
青葉の風	225-0024 青葉区市ケ尾町 1170-4 ステイヒルズ 1F	972-6751
フェニックス旭	241-0821 旭区二俣川 1-45-68 石川ビル 1F	365-1661
元気かい泉	245-0016 泉区和泉中央北 2-16-33 安西ビル 2F	801-7611
ウェーブ磯子	235-0015 磯子区久木町 23-21 プレステージ 磯子 101 号	762-1451
リワーク神奈川	221-0044 神奈川区東神奈川 1-29 東部地域療育センタービル 1F	453-5433
ライブアップ金沢	236-0014 金沢区寺前 1-14-10	786-8689
ワークアップ港南	233-0007 港南区大久保 1-14-11 エルキム上大岡 101 号	845-0409
港北根っこの会	223-0053 港北区綱島西 1-6-6 アバンジュエス綱島 3F	350-5526
わ〜くくらぶ・さかえ	247-0015 栄区中野町 31-1	892-5536
ワンステップ瀬谷	246-0021 瀬谷区二ツ橋町 295-35 杉本ビル 1F	360-1408
都筑むつみ会	224-0041 都筑区仲町台 1-7-18 ビューロー仲町台 204 号	944-4997
ふれんどーる鶴見	230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-9 鶴見大栄ビル 1F	504-2700
とつかわかば	244-0816 戸塚区上倉田町 449 戸塚法人会館ビル 1F	870-4460
チャレンジ新生	231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4F	664-7270
みらい工房西	220-0053 西区藤棚町 1-55-3 常盤ビル 1F	243-2513
ほどがやカルガモの会	240-0006 保土ヶ谷区星川 1-12-6 マンパジタール 1F A	342-0433
緑工房	226-0011 緑区中山 1-21-8 エクセル WADA 1F	933-3249
フレンズ南	232-0026 南区二葉町 3-28-5 ストク吉野町式番館 1F	261-2890

窓 口 各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3 ページ】、各中途障害者地域活動センター

No.31	在宅リハビリテーション事業
<p>在宅で生活する障害者や高齢者に対して、障害や加齢に起因する生活上の諸問題の改善を図ることを目的に、地域関係機関（区福祉保健センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション等）の職員とリハビリテーションセンター専門職と一緒に利用者宅を訪問し、各種動作の支援や訓練、福祉用具や住宅改修などの助言、情報提供など、具体的なリハビリテーションサービスを提供します。</p>	
<p>1 対象者 市内在住の障害者及び高齢者で本事業の利用を希望する人</p>	
<p>2 援助内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体機能の評価とそれに基づく生活の予後予測、生活支援の目標設定 (2) リハビリテーションの視点に基づくケアを含めた支援計画の立案 (3) 日常生活での各種動作の自立や改善のための動作支援 (4) 各種福祉用具の適応評価、試用、使用法、選定の助言 (5) 手すりの設置や段差解消など、家屋改造、住環境の整備、新築設計への技術支援や助言、情報提供 (6) 家族介護者への介護介助方法の助言 (7) その他障害に関わる生活上の諸問題に関する相談援助、情報提供 	
<p>3 実施主体 横浜市総合リハビリテーションセンター地域支援課 （中、南、旭、港北、戸塚、瀬谷、泉）：Tel473-0666 横浜市反町福祉機器支援センター（鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷）：Tel317-5471 横浜市中山福祉機器支援センター（緑、都筑、青葉）：Tel935-5489 横浜市泥亀福祉機器支援センター（金沢、磯子、港南、栄）：Tel782-2988</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】